

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普 通 株 式	100,000,000
第 一 種 優 先 株 式	67,000
第 二 種 優 先 株 式	100,000
第 三 種 優 先 株 式	800,000
第 四 種 優 先 株 式	250,000
第 五 種 優 先 株 式	250,000
第 六 種 優 先 株 式	300,000
計	101,767,000

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

② 発行済株式

種 類	事業年度末現在 発 行 数 (株) (平成15年3月31日)	提 出 日 現 在 発 行 数 (株) (平成15年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内 容
普 通 株 式	54,811,805	同 左	—	議決権あり (注) 1, 2
第 一 種 優 先 株 式	67,000	同 左	—	(注) 1, 3
第 二 種 優 先 株 式	100,000	同 左	—	(注) 4
第 三 種 優 先 株 式	800,000	同 左	—	(注) 1, 5
計	55,778,805	同 左		

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成15年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。
2. 旧株式会社三井住友銀行は、株式移転による完全親会社「株式会社三井住友フィナンシャルグループ」設立に伴い、平成14年11月25日付でロンドン証券取引所の上場を、平成14年11月26日付で東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所の上場をそれぞれ廃止いたしました。
3. 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(第一種優先株主および第一種優先株式の登録質権者を以下「第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第一種優先株式1株につき年10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。また、旧株式会社わかしお銀行と旧株式会社三井住友銀行の合併後最初の決算期については、優先配当金から平成14年12月31日を基準日として旧株式会社三井住友銀行の第1回第一種優先株式に支払われた優先中間配当金の1,000株当りの額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第一種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第一種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①転換請求期間

発行日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は952,400円とする。

②転換価額の修正

転換価額は、平成15年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額

が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は④に準じて調整される。

④転換価額の調整

①第一種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

②合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

③転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。

④転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

⑤転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

⑤転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥転換により発行する株式の内容

当行普通株式

⑦転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

①転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記⑥の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

③一斉転換

①転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

②上記①の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4. 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(第二種優先株主および第二種優先株式の登録質権者を以下「第二種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。また、旧株式会社わかしお銀行と旧株式会社三井住友銀行の合併後最初の決算期については、優先配当金から平成14年12月31日を基準日として旧株式会社三井住友銀行の第2回第一種優先株式に支払われた優先中間配当金の1,000株当りの額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第二種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第二種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第二種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第二種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が952,400円(ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、952,400円をもって当初転換価額とする。

②転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は④に準じて調整される。

③転換価額の調整

⑧第二種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式

(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

⑨合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記⑧に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

⑩転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記⑧(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記⑧により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記⑧に準じて調整される。

④転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

⑤転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

⑥転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑦転換により発行する株式の内容

当行普通株式

⑧転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑨転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記⑧の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

⑩一斉転換

①転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第二種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

②上記①の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

⑪優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5. 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(第三種優先株主および第三種優先株式の登録質権者を以下「第三種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第三種優先株式1株につき年13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。また、旧株式会社わかしお銀行と旧株式会社三井住友銀行の合併後最初の決算期については、優先配当金から平成14年12月31日を基準日として旧株式会社三井住友銀行の第五種優先株式に支払われた優先中間配当金の1,000株当りの額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第三種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第三種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

(b) 第三種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第三種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

①転換請求期間

発行日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②転換の条件

①当初転換価額

第三種優先株式は、595,700円の転換価額で普通株式に転換することができる。

②転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が251,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記⑤により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③転換価額の調整

③第三種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

- ⑩ただし、上記⑨に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記⑨により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。
- ㉔合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ㉕転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記⑨(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ㉖転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ㉗転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ㉘転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記⑨(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記⑨(ii)の場合には0円、上記⑨(iii)の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額及び行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。
- ㉙下限転換価額の調整
上記⑨により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記⑨㉔により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。
ただし、上記⑨⑩に定める場合には、調整後転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ㉚転換により発行すべき普通株式数
第三種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
 発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ㉛転換により発行する株式の内容
当行普通株式
- ㉜転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ㉝転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記㉜の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ③一斉転換
㉞転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第三種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を258,330円で除して得られる数の普通株式となる。
- ㉟上記㉞の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- ④優先株式の転換と配当
第三種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 新株予約権等の状況

旧株式会社三井住友銀行は、平成14年6月27日開催の同行の定時株主総会における特別決議に基づいて、商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を1,620個発行してまいりました。本新株予約権1,620個に係る義務は、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第五種優先株式にかかる種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)における承認に基づき、平成14年12月2日に株式移転により設立された完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループが承継いたしましたので、事業年度末(平成15年3月31日)現在及び本有価証券報告書提出日の前月末(平成15年5月31日)現在において該当はありません。

また、旧株式会社三井住友銀行は、旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権を付与してまいりましたが、これら新株引受権はすべての被付与者より放棄の申し出がありましたので、事業年度末(平成15年3月31日)現在及び本有価証券報告書提出日の前月末(平成15年5月31日)現在において該当はありません。なお、株式移転により設立された完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは本新株引受権を承継していません。

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
平成13年3月30日	千株 △383	千株 416	千円 △19,169,000	千円 20,831,000	千円 4,881,466	千円 4,881,466	(注)
平成13年6月28日	—	416	—	20,831,000	△4,881,454	12	欠損てん補
平成15年3月13日	1,245	1,661	32,121,000	52,952,000	32,121,000	32,121,012	有償第三者割当 普通株式 1,245千株 発行価格 51,600円 資本組入額 25,800円
平成15年3月14日	1,080	2,741	27,864,000	80,816,000	27,864,000	59,985,012	有償第三者割当 普通株式 1,080千株 発行価格 51,600円 資本組入額 25,800円
平成15年3月17日	53,037	55,778	479,169,000	559,985,000	819,708,265	879,693,278	旧株式会社三井住友銀行との合併 (合併比率 1 : 0.007)

(注) 平成13年2月26日開催の臨時株主総会の特別決議により、発行済株式の383,380株を無償で取得し消却することにより減資を行い、前期繰越損失を補てんしたものであります。減資額と欠損てん補額の差額については資本準備金(減資差益)として積み立てております。

なお、旧株式会社三井住友銀行の発行済株式総数、資本金等の推移については、以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
	千株	千株	千円	千円	千円	千円	
平成11年3月31日	167,000	3,308,062	250,500,000	752,848,632	250,500,000	643,080,195	有償第三者割当 第1回第一種優先株式 67,000千株 発行価格 3,000円 資本組入額 1,500円 第2回第一種優先株式 100,000千株 発行価格 3,000円 資本組入額 1,500円
平成13年4月2日	3,273,423	6,581,485	523,851,903	1,276,700,535	991,326,846	1,634,407,041	旧株式会社さくら銀行との合併 (合併比率 1 : 0.6)
平成14年3月9日	—	6,581,485	—	1,276,700,535	△357,614,600	1,276,792,441	商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づく資本準備金の取り崩し
平成14年3月15日	—	6,581,485	—	1,276,700,535	11,999	1,276,804,441	エスエムビーシー資産管理サービス株式会社(当行の100%出資子会社)との合併
平成13年4月1日～平成14年3月31日	91,324	6,672,810	50,045,649	1,326,746,185	49,954,350	1,326,758,792	転換社債の普通株式への転換
平成13年4月1日～平成14年3月31日	3,614	6,676,424	—	1,326,746,185	—	1,326,758,792	優先株式の普通株式への転換
平成15年2月3日	—	6,676,424	△494,100,000	832,646,185	—	1,326,758,792	管理営業を当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに承継させる会社分割を行うことによる資本金の減少
平成15年2月5日	313,556	6,989,980	—	832,646,185	94,680,114	1,421,438,907	エスエムビーシー信用保証株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことによる資本準備金の増加
平成15年2月12日	454,078	7,444,059	75,377,039	908,023,224	74,922,960	1,496,361,867	有償第三者割当 普通株式 454,078千株 発行価格 331円 資本組入額 166円
平成15年3月13日	961,538	8,405,597	149,999,999	1,058,023,224	149,999,999	1,646,361,867	有償第三者割当 普通株式 961,538千株 発行価格 312円 資本組入額 156円

(4) 所 有 者 別 状 況

① 普 通 株 式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	1	— (—)	—	1	
所有株式数	— 株	—	—	54,811,805	— (—)	—	54,811,805	—
割 合	— %	—	—	100.00	— (—)	—	100.00	

② 第一種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政 府 及 び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	1	— (—)	—	1	
所有株式数	— 株	—	—	67,000	— (—)	—	67,000	—
割 合	— %	—	—	100.00	— (—)	—	100.00	

③ 第二種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政 府 及 び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	1	— (—)	—	1	
所有株式数	— 株	—	—	100,000	— (—)	—	100,000	—
割 合	— %	—	—	100.00	— (—)	—	100.00	

④ 第三種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政 府 及 び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	1	— (—)	—	1	
所有株式数	— 株	—	—	800,000	— (—)	—	800,000	—
割 合	— %	—	—	100.00	— (—)	—	100.00	

(5) 大株主の状況

① 普通株式

(平成15年3月31日現在)

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株 式 会 社 三 井 住 友 フ ィ ナ ン シ ャ ル グ ル ー プ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	54,811,805 株	100.00 %
計		54,811,805	100.00

② 第一種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	67,000 株	100.00 %
計		67,000	100.00

③ 第二種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	100,000 株	100.00 %
計		100,000	100.00

④ 第三種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	800,000 株	100.00 %
計		800,000	100.00

(注) 平成15年1月17日における旧株式会社三井住友銀行から株式会社三井住友フィナンシャルグループへの株式売買により、前事業年度末では主要株主であった旧株式会社三井住友銀行は主要株主ではなくなり、株式会社三井住友フィナンシャルグループが新たに主要株主になりました。

(6) 議 決 権 の 状 況

① 発 行 済 株 式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	優先株式 967,000	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,811,805	54,811,805	—
端株	—	—	(注)
発行済株式総数	55,778,805	—	—
総株主の議決権	—	54,811,805	—

(注) 「1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない。」旨定款に定めております。

② 自 己 株 式 等

該当ありません。

(7) ストックオプション制度の内容

(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

2. 自己株式の取得等の状況

[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況]

(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

該当ありません。

(2) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

該当ありません。

3. 配 当 政 策

旧株式会社三井住友銀行は、平成14年12月2日に株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立し、その完全子会社となりましたため、平成14年度からは株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針に従って、同社に対して、配当を行なうことになりました。

当期は、株式会社三井住友フィナンシャルグループが今後安定的な配当を実施していくための所要額として、平成15年3月11日開催の旧株式会社三井住友銀行取締役会決議に基づき普通株式の中間配当金として1株当たり19円17銭、各種優先株式の中間配当金について1株当たりそれぞれ所定の優先配当金全額を、中間配当金合計額として123,963百万円を支払っております(中間配当基準日は定款の定めにより毎年12月31日)。

なお、期末普通株式配当金については支払わないことといたしました。

4. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

当株式は証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されていません。

なお、旧株式会社三井住友銀行の東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価は以下のとおりであります。

最 近 5 年 間 の 事 業 年 度 別 最 高 ・ 最 低 株 価	回 次	第 155 期		第 156 期		第 157 期		第 1 期		第 2 期			
	決算年月	平成11年 3 月		平成12年 3 月		平成13年 3 月		平成14年 3 月		―――			
	最 高	円 1,710		1,902		1,640		1,240		766			
	最 低	円 860		1,271		867		406		310			
最 近 6 箇 月 間 の 月 別 最 高 ・ 最 低 株 価	月 別	平成14年 10 月		11 月		12 月		平成15年 1 月		2 月		3 月	
	最 高	円 660		508									
	最 低	円 444		310									

- (注) 1. 第2期の最高・最低株価は、平成14年4月1日から東京証券取引所における最終取引日である平成14年11月25日までの株価について記載しております。
2. 最近6箇月間の月別最高・最低株価については、平成14年11月26日に東京証券取引所において株式が上場廃止となったため、平成14年12月以降は記載していません。

(2) 第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されていません。

(3) 第二種優先株式

当株式は証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されていません。

(4) 第三種優先株式

当株式は証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されていません。

5. 役 員 の 状 況

(平成15年6月30日現在)

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数 株
取締役会長 (代表取締役)	岡 田 明 重 (昭和13年4月9日生)	昭和38年4月 株式会社三井銀行入行 平成3年6月 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 平成7年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成8年6月 同専務取締役 平成9年6月 同取締役頭取 平成11年6月 同取締役頭取(執行役員を兼務) 平成13年4月 株式会社三井住友銀行取締役会長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)取締役会長(現職)	—
頭 取 (代表取締役) 兼 最高執行役員	西 川 善 文 (昭和13年8月3日生)	昭和36年4月 株式会社住友銀行入行 昭和61年6月 同取締役 平成元年6月 同常務取締役 平成3年11月 同専務取締役 平成8年5月 同副頭取 平成9年6月 同頭取 平成11年6月 同頭取兼最高執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)頭取兼最高執行役員(現職)	—
副 頭 取 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	永 田 武 全 (昭和19年5月23日生)	昭和42年4月 株式会社住友銀行入行 平成4年6月 同取締役 平成9年6月 同常務取締役 平成11年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成12年6月 同専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年6月 同副頭取兼副頭取執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)副頭取兼副頭取執行役員(現職)	—
副 頭 取 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	奥 正 之 (昭和19年12月2日生)	昭和43年4月 株式会社住友銀行入行 平成6年6月 同取締役 平成10年11月 同常務取締役 平成11年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年1月 同専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 平成15年6月 同取締役退任 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員(現職)	—

役名及び職名	氏名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	市川博康 (昭和14年3月13日生)	昭和38年4月 株式会社日本相互銀行入行 平成3年6月 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 平成6年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成8年6月 同取締役退任 平成8年8月 株式会社わかしお銀行取締役頭取 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)専務取締役兼専務執行役員(現職)	株 —
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	北山禎介 (昭和21年10月26日生)	昭和44年4月 株式会社三井銀行入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年4月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員(現職) 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員(現職)	—
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	高橋繁正 (昭和22年3月8日生)	昭和44年4月 株式会社神戸銀行入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年4月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	—
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	松本睦彦 (昭和20年6月7日生)	昭和44年7月 株式会社住友銀行入行 平成8年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年5月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	—

役名及び職名	氏名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数
専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	水 島 藤 一 郎 (昭和22年2月23日生)	昭和44年4月 株式会社三井銀行入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年4月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	株 —
常務取締役 兼 常務執行役員	楠 守 雄 (昭和21年11月4日生)	昭和45年4月 株式会社神戸銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年4月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成14年6月 同常務執行役員 法人融資第二部長委嘱 平成14年12月 同常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 平成15年6月 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	—
常務取締役 兼 常務執行役員	月 原 紘 一 (昭和22年10月25日生)	昭和45年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 大阪本店営業本部長委嘱 平成14年6月 同常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 平成15年6月 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	—
常務取締役 兼 常務執行役員	平 澤 正 英 (昭和22年9月15日生)	昭和45年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 総務部長委嘱 平成14年6月 同常務執行役員 総務部長兼神戸総務部長委嘱 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 総務部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 総務部長委嘱 平成15年6月 同常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職)	—

役名及び職名	氏名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数
常 務 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	矢 作 光 明 (昭和23年3月3日生)	昭和45年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成14年6月 同常務執行役員 本店第二営業本部長 委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 社わかしお銀行)常務執行役員 本店 第二営業本部長委嘱 平成15年6月 同常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常 務執行役員(現職)	株 —
常 任 監 査 役	勝 又 一 俊 (昭和27年1月2日生)	昭和49年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 平成10年2月 株式会社さくら銀行人事部業務推進役 平成11年7月 同人事部主席推進役 平成11年10月 同人事部主席推進役兼商業銀行ディビ ジョンカンパニー支店営業グループ支 店統括部人事室長 平成12年10月 同人事部主席推進役兼商業銀行ディビ ジョンカンパニー統括部人事室長 平成13年4月 株式会社三井住友銀行神田小川町法人 営業第一部長 平成14年10月 同神田法人営業第一部長 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 社わかしお銀行)神田法人営業第一部 長 平成15年6月 同本店上席推進役 平成15年6月 同常任監査役(現職)	—
常 任 監 査 役	谷 口 哲 郎 (昭和25年10月5日生)	昭和49年4月 株式会社住友銀行入行 平成10年4月 同関連事業部長 平成13年4月 株式会社三井住友銀行関連事業部長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープグループ事業部長 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 社わかしお銀行)関連事業部長 平成15年6月 同本店上席推進役 平成15年6月 同常任監査役(現職)	—
監 査 役	大 西 勝 也 (昭和3年9月10日生)	昭和28年4月 京都地方裁判所判事補任官 昭和63年2月 最高裁判所事務総長 平成元年11月 東京高等裁判所長官 平成3年5月 最高裁判所判事 平成10年9月 退官 平成10年11月 弁護士登録(現職) 平成12年6月 株式会社住友銀行監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 社わかしお銀行)監査役(現職)	—

役名及び職名	氏名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数
監 査 役	平 野 豊 三 郎 (昭和23年4月25日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行入行 平成8年7月 同神戸支店長 平成11年4月 同神戸法人営業本部長兼神戸法人部長 平成12年5月 同本店支配人 平成12年6月 同常任監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常任監査役 平成14年12月 同監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	株 —
監 査 役	小 林 貞 雄 (昭和24年6月9日生)	昭和47年4月 株式会社三井銀行入行 平成8年10月 株式会社さくら銀行ニューヨーク支店米州営業部長 平成11年3月 同ニューヨーク支店米州営業部長兼国際企画部米州業務室長 平成11年4月 同ニューヨーク支店米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長 平成11年10月 同国際企業ディビジョンカンパニー金融商品営業部長 平成12年4月 同執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 アジア本部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 アジア本部長委嘱 平成15年6月 同執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	—
計	—	—	—

(注) 監査役大西勝也氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

なお、当行は執行役員制度を導入しております。平成15年6月30日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の構成は以下のとおりであります。

常務執行役員 12名
執行役員 42名